

法華経における上慢の四衆との

関係より見たる菩薩行（その四）

伊 藤 瑞 叡

本論は左記の次第をとる。

一、問題の所在

二、アビダルマ仏教および唯識思想における慢

三、十地経および十地経論における慢（いわゆる菩薩行のモデルケースとしての十地における慢の対治の様相）

四、法華経における菩薩比丘と上慢比丘との関係について

(一) 序品第一における仏子と増上慢

(二) 方便品第二における過去に見仏せる生類、世尊の衆会、菩薩と上慢比丘

(三) 譬喩品第三における世尊の声聞と慢あるもの

(四) 法師品第十における菩薩と増上慢者

(五) 勅持品第十三における世尊の声聞・菩薩と増上慢なるもの、ないし菩薩比丘と上慢比丘

法華経における上慢の四衆との関係より見たる菩薩行（その四）（伊藤）

(六) 安樂行品第十四における菩薩比丘と上慢比丘・惡慧の衆生

(七) 分別功德品第十七における（一念信解ないし深心信解、聽聞隨喜ないし勤修六度の）善男子善女人と、増上慢ないし行五波羅

蜜の菩薩

(八) 常不輕菩薩品第二十における常不輕菩薩と増上慢ある（

上慢の）四衆

五、結 論

以上の中、一と三は『前田專学博士還曆記念論集へ我々の思想』五九七頁以下に、二と四の(一)・(二)は「法華経における上慢の四衆との関係より見たる菩薩行（その一）」と題して立正大学『日蓮教学研究紀要』第二十号に、四の(三)・(四)・(五)の前部を「(その二)」と題して『印度学仏教学研究』第四十一巻一号に、それぞれ掲載した。そして(五)の後部を「(その三)」と題して所定の研究誌に掲載する予

定である。

ここでは所与の紙面の都合上、以上の中、(六)を掲載すること、以下の如し。

(六) 安樂行品における菩薩比丘と

上慢比丘・悪慧の衆生

要文摘出

⑩安樂行品第十四の身安樂行を説く重頌に左の如くある。⁽¹⁾

- (1) およそ菩薩ありて恐ろしい後の世に、怯びえなく畏れなく、この経を顯説せんと欲するならば (yo bodhisattva iccheyā paśāt-kale sudāruṇe, idaṃ sūtram prakāśetum anolīno viśaradaḥ 若し菩薩あり 後の悪世に於て 無怖畏の心をもち 此の経を説かんと欲せば)、
- (2) 行為(∥行処・行処(親近処)を守るべきである(acāra-gocaram rakṣet 応に行処及び 親近処に入るべし)。……

(4) かれは律や阿舎に安住せる増上慢あるものに親近するべきでない。かれは阿羅漢なりと思ひなす破戒の諸比丘を避けるべきである(adhimānī na seveta vinaye c' āgame sthīān | arhanta-sammātān bhikkhūn dūṣīlānīs cāvā varjayet 4 亦増上慢の人 小乘に負著する 三蔵学者に親近せざれ 破戒の比丘 名字の羅漢……

に皆親近せざれ)。

- (6) ……これが行為(∥行処)といわれる (acaro ayam ucyate)。
- (7) しかしかれに近づいて無上菩提について法を問うものがあるならば、かれはその人に勇猛に畏れなく貪著なく常に説くべきである (yas caṇam upasamkramya dharmān pīche 'gra-bodhaye | tasya bhāṣet sadā dhīro anolīno anisritāḥ 7 是の若き人等 好心を以て来り 菩薩の所に到って 仏道を聞かんとせば 菩薩則ち無所畏の心を以て 希望を懐かずして 為に法を説け)。

⑭ われの涅槃の後に、諸比丘はわれの威儀を保守するものであるべきであり、決して怯弱あることなく、この経を世間に顯説するべきである(若し比丘あって 我が滅後に於て 是の行処及び親近処に入り 斯の経を説かんとときは 怯弱あることなけん)。

なお(4)に対応する長行には「声聞乗を求める比丘・比丘尼・清信士・清信女に親近せず (śrāvaka-yāniyānīs ca bhikkhū-bhikkhūny-upāsa-kōpaśikā na sevate 声聞を求むる比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷に親近せざれ)」云々とある。⁽²⁾

解析構成

① 肯定の対象とある人間像は菩薩である

菩薩は、(23) (世尊の) 威儀を保守しつづける諸比丘 (rya-patham

yo mama rakamāno... bhiksu) であり、(1) (如来滅度の) 後の世に (pasat-kale) の経を (idam sutram) 顯説 (pra-√kas) せんと欲するなら、……(4) 増上慢あるもの (adhimāna 増上慢人) である諸比丘 (他に国王・王子・大臣・戯者・旃陀羅・外道・戯笑を好む比丘尼等) に親近するべきでない (na sevate) が、しかし(7) (自らに) 近づいて (upa = samkramya) 無上菩提に近づいて法を問うものには、(yā... dharmam pi = cche gra-bodhaye, tasya 為聞仏道)、無所畏にして常に (法を) 説くべき (bhaset sada dhiro) もであり、(23) この経を世間に顯説する (prakāṣayet sutram idam hi loka) ものである。

⑥ 〈否定の対象となる人間像は増上慢あるものである〉

増上慢あるもの (adhimāna 増上慢人) とは、(23) (広義には) 声聞乘を求め (śravaka-yāniya 求声聞) 比丘・比丘尼・清信士・清信女 (＝四衆) であるが、(4) (狭義には) 律や阿含に安住せるもの (vinaye cāgama sthita 小乘ニ貪著スル三藏学者) で、(自ら) 「阿羅漢なり」と思いなす破戒の諸比丘 (arhanta-sammata bhiksu dūstha 破戒ノ比丘、名字ノ羅漢) である。

⑦ 両者の異点は自明であろう。

要文摘出

① 安樂行品の意安樂行を説く重頌と、それに次続する誓願安樂行を説く長行とは、⁽³⁾ 意味適合性ある関係が見られる。左の如し。

(39) 法師は諂曲と慢と邪偽を残らず捨て、この経を顯説しようと欲する賢者も決して嫉妬をなすべきではない (若し是の経を説かんと欲せば 当に嫉恚慢諂 誑邪偽の心を捨てて 常に質直の行を修すべし)。

(40) かれは誰にも決して輕蔑を告げてはならない。また所見による論争をなしてはならない。「なんじは無上なる智を得ないだろう」と(言つて)、(他者を) 疑悔(せしめる) 要因を作るべきではない。(人を輕蔑せず 亦法を戲論せざれ 佗をして疑悔せしめて「汝は仏を得じ」と云はざれ)。

(41) その善逝の子は常に質直・柔和にして忍耐づよい。この法を何度も顯説するも、かれに倦怠は決して何もない。(是の仏子法を説かんに 常に柔和にして能く忍び 一切を慈悲して 懈怠の心を生ぜざれ)。

(42) およそ諸菩薩あつて衆生を憐愍して、世間に行ずるものがあるなら、そのかれらはすべてわが師であると、賢者はかれらに尊師としての尊重を生ずるべきである (十方の大菩薩 衆を愍む

が故に道を行するに對し 恭敬の心を生ずべし「是れ則ち我が大師なり」と。

(43) 両足の上尊である諸仏を憶念して、常に諸時那に父の想いをなすべきである。増上慢の念いをすべて捨て、そのときかれには障礙はない。(諸仏世尊に於て 無上の父の想を生じ 僣慢の心を破して 法を説くに障礙なからむ)。

(44) (省略)

……およそ菩薩摩訶薩にして、如来の般涅槃の後、正法の滅尽する後時が転現するとき(saddharma-pratiksānta-kāle varṭamaṇa)この法門を受持せんと欲するならば(imam dharmā-pariyāyam dhārayitu-kamas)、その比丘は(tena bhikkuna)在家・出家の人々のもとから遠く離れて遊行し、慈の住をもつて遊行するべきである(maitri-vihareṇa ca vihartavyam)。そして菩提へ発趣せる(このこと)衆生があるならば、(ye ca satvā bodhāya samprasthita bhavanti; sems can gaṇ dag byañ chub tu yañ dag par ma shugs pa 123 b 3)かれらすべての前にあつて、願樂を生ずるべきである(sprhōpād=ayitavya; snih rje bskyed par byaho) (於て二家出家人中一生大慈心、於て非菩薩人中一生大悲心、其是比丘当レ行慈愍。向諸白衣出家寂志一切郡生。行菩薩道者)。またかれらはかくの如く発心するべきである。

「ああ、大いなる悪慧のもの(mahā-dusprajñā-jārya)であるところの、これら衆生は、如来の善巧方便を有する随宜所説意趣を聞かず

知らず覺らず問わず信ぜず信解しない(tathāgatasyopāya-kausalyam sandha-bhāṣitam na śrīvanti ~ na śradadhanti nādimucyante)° 況んやこれらの衆生はこの法門に入らず悟らない(imam dharmā-pariyāyam nāvataranti na budhyante)°。しかしながらわれは無上正等覺を正覺して(aham ~ abhisambudhya)°、その人がどういふことも、そこでかれを、われは神通力をもって引摺し信受せしめ趣入せしめ成熟せしめるべきである(iddhi-balen'āvarjayiṣyāmi ~ paripaṅcīṣyāmi)と。(菩薩摩訶薩の、後の末世の法滅せんと欲する時に於て、法華經を受持することあらん者は、在家・出家の人の中に於て大慈の心を生じ、菩薩に非る人の中に於て大悲の心を生じ、是の念を作すべし、「是の如きの人は則ちわれ大に如来の方便アル随宜の説法を失へり。聞かず知らず覺らず、問はず信ぜず解せず。其の人は是の経を問はず、信ぜず、解せずと雖も、我阿耨多羅三藐三菩提を得ん時、随つて何れの地に在つても、神通力・智慧力を以て、之を引いて是の法の中に住することを得せしめん」と)°。

解析構成

③ 肯定的の対象となる人間像は法師たる菩薩比丘である

この「菩薩」とは、(39)善逝の子(sugatasya putra 仏子)、(44)賢者(pandita 智者)、(39)法師(dharma-bhāṅaka)と称され、長行では比丘(bhikkhu)と称されるから、法師たる菩薩比丘であると知られるが、

(42)に「衆生を憐愍して世間に行ずる (sattvānukampāya caranti loka 愍衆故行道) 諸菩薩 (大菩薩) をわが師である (sastāta bhavanī mah-yan 是則我大師) と (おもいなし) 尊師として尊重を生ずるべきである (guru-gauravam...janeta 応生恭敬心)」と見えるから、いわゆる妙法華でいう愍衆故行道の大菩薩―勸持品に明示される菩薩に相当するか―に対しては、初心の菩薩である、と知られる。

(初心の菩薩であるから) 長行によると、この法門を受持せんと欲する (imam dharmā-pariyāyam v' dhr dhārayitu-kāma 有受持法華經者) なら、在家・出家の人々のもとから遠く離れて……慈の住をもって遊行 (gīṭha-sṭha-pravrajānām antikād dūreṇa...maitri-vihareṇa ca v' v' rī 於在家出家人中。大生大慈心) し、菩提へ発趣せることのない衆生らに対しては願楽 (△悲愍) を生ずる (於非菩薩人中生大悲心) べきである、という。

* これは今品と勸持品との相依ないし対比の関係を推知せしめるであろう。

② 別言するならば、「われは無上正等覺を正覺して (aham ~ abh-isaṃbuddhya 我得阿○提)、大いなる惡慧のものである衆生を、神通力をもって引摂し、成熟せしめるべきである (iddhi-balen'āvarjayisy-ami-paripācayisyāmi 以神通力智慧力引之令得往是法中)」と発心 (作是念) して、(43) 諸仏を憶念して (smaritva buddhan) 常に父の想

法華經における上慢の四衆との関係より見たる菩薩行 (その四) (伊藤)

いざなし (jīṇesu nityam pīti-samjñā v' kr (生無上父想))、増上慢の念 (念) を捨てて (adhimāna-samjñā...vihaya 破於憍慢心)、すなわち (39) 諂曲 (sāhya 諂・誑)・慢 (māna 慢)・邪偽 (kūṭāna 邪偽心) を捨て、嫉妬 (īṣyā 嫉恚) をなやまず (na v' kr) に、この經を顯説しようとする (icchate sutram idam prakāṣitum 欲説是經) ので、(43) 障礙はなく (na tasya bhōti antarāyah 說法無障礙)、(44) 常に質直・柔和 (sada...ārjavu mardavaś ca 常柔和) にして忍耐 (耐) する (ksāntaś ca 忍) べし、この法を何度も顯説する (dharmam prakāṣetu punaḥ-punaś c' imam 說法) という。

* 自ら慢ないし増上慢を捨てる点は、十地經の十地菩薩の慢の対治の次第に類似するが、かくして諸仏に対して父想を生ずる点には、法華經独自の父子の義が看取されよう。

③ へ否定の対象となる人間像は大いなる惡慧のものたる衆生である。

大いなる惡慧のもの (maha duspṛajñā-jātiya 為大失、過去世行大乘者) たる衆生とは、如來の善巧方便を有する隨宜所說意趣を聞かず、信せず、信解しない (tathāgataśyōpāya-kausalyam samdhā-bhāsitam na v' śru ~ na śrad- v' dha nādhi- v' muc 如來方便。隨宜說法。不聞不信不解) もの、この法門に入らず悟らぬ (imam dharmā-pariyāya it nāva- v' ti na v' buddh 不信不解是經) ものである。

* これは勸持品⑩・⑥の上慢比丘の根本的特性に合致する。この点は今品と勸持品との関係を推知せしめる。

◎ 菩薩比丘と悪慧の衆生との異点を対比すると、左の如し。

菩薩比丘	悪慧の衆生
衆生を成熟せしめようと発心し	大いなる悪慧のもので
この法門を受持せんと欲して	随宜所説意趣を聞・信・信解せず、この（妙法蓮華と名ける）法門に入らない
愍衆故行道の諸菩薩をわが師なりと尊師として尊重し	* これにより、菩薩比丘の「この法門を受持する」というのは、「随宜所説意趣を聞・信・信解して、この法門に入る」ことを意味する、と知られよう。
諸仏を憶念して父の想いをなし増上慢の念いを捨てて	
質直柔和にして忍耐づよく	
この法を顕説する	

④ 長行に「如来の般涅槃の後、正法の滅尽する後時が転現するとき (saddharma-pratiksavyānta-kāle vartamāne 於_二後末世_一「法欲_レ滅時」) (|| 正法が滅尽する後の五百年が転現するとき pancasātyān saddharma-vipralope vartamāne 於_二末法中_一)とあるのは、⁽⁴⁾ 积尊滅後、後なる五百年の初まりを目前にひかえた始めの五百年中の終末なるある時期に、安樂行品ないし法華経が成立したことを推定せしめるのではないか。

これは勸持品の⑨・④に照合する。

◎ なお④に「誰にも軽蔑を告げず (avarṇa jātu na v_レvadi... 不_レ輕蔑於人_二)、所見による論争をなさず (dispi-vivadān ca... na jātu v_レki 亦不_レ戲論法_二)、へなんじは無上智を得ないだらう (na lāpsyase jñānam anuttara tvam 汝不_レ得_レ仏)と (言_二って他者を_一) 疑悔せしめる要因を作らな_二 (kaukṛīya-sthāna ca na jātu v_レki 不_レ令_二他疑悔_一)とあるのは、常不輕菩薩品の、いわゆる二十四字の略法華経 (|| 二十四字⁽⁵⁾ の内容に合致する。

このことは今品と不輕品との親縁の関係を推知せしめる。

- (1) WT, p. 237, l. 18-p. 240, l. 15. 正藏三七b、国訳一〇二頁。
- (2) WT, p. 236, l. 9.
- (3) WT, p. 244, l. 28-p. 246, l. 6. 正藏三八。一〇九b、国訳一〇五頁。
- (4) WT, p. 241, l. 8.
- (5) 本論の「(六) 常不輕菩薩品第二十における常不輕菩薩と増上慢ある (|| 上慢⁽⁶⁾ 四衆」を参照されたい。

(以下、続稿)